

ID: 317

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市村田清風記念館条例施行規則 第5条第1項ただし書		
例 規 番 号	令和2年長門市規則第38号		
【根拠条文】 (観覧料等の返還) 第5条 既納の観覧料等は、返還しない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。			
事由		返還の率	
(1) 天災その他不可抗力により、観覧又は研修室の使用ができなくなったとき。		既納観覧料等の全額	
(2) 記念館の修理、改築その他記念館の管理上の理由により観覧又は研修室の使用ができなくなったとき。			
(3) 公益上特に必要が生じたとき。			
(4) 研修室の使用の許可後、使用日の7日前までに使用者からの使用の取下げ又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の事由があると認めたとき。		市長が定める額	
2 前項の規定により観覧料等の返還を受けようとする者は、村田清風記念館観覧料等返還申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和2年4月1日	最終変更年月日	令和2年12月28日